



®環境省

エコアクション21

認証番号 0004714

環境経営活動レポート

【第14版】

発行日：令和 5年 5月 15日

改定日：令和 5年 8月 30日

対象期間：令和4年4月から令和5年3月

(令和5年度)

RYOKURIN

株式会社 リョクリン

目次

主要な事業内容の概要

ページ

(1)	目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)	環境経営方針・・・・・・・・・・	2
(3)	組織の概要等・・・・・・・・・・	3. 4. 5. 6. 7. 8. 9
(4)	中期目標とその実績・・・・・・・・	10. 11. 12
(5)	主要な環境経営活動計画の内容・・・・・・・・	13
(6)	環境経営活動について・・・・・・・・	14. 15
(7)	代表者による全体の評価と見直し・指示・・・・・・・・	16
(8)	優良廃棄物処理業者認定制度について・・・・・・・・	17
(9)	環境関連法規への違反、訴訟等の有無・・・・・・・・	18
(10)	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	19. 20. 21. 22. 23. 24
(11)	処理工程図・・・・・・・・・・・・・・・・	25. 26. 27. 28. 29. 30

環 境 経 営 方 針

環境経営理念

株式会社リョクリンは順法の基、産業廃棄物処理業者として、安心・確実な産業廃棄物の運搬・処分をお客様に提供します。また、美しい地球を次世代に残すため、リサイクルの推進・環境に配慮した施設運営を全社員一丸となって推進し、継続的に地球環境の保全に貢献します。

尚、建設業につきましても、地域社会と協調・調和を図り、共に地域の発展に努めます。

重点項目

- 1) 環境に配慮した製品の購入を促進し、資源を有効に活用します。
- 2) 組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約します。
- 3) 消費電力の削減に取組み、環境負荷の抑制に努めます。
- 4) 受託した産業廃棄物の分別を徹底し、リサイクルの促進及び最終処分量の削減に取組みます。
- 5) 廃棄物処理業のプロとして、一般廃棄物から分別を徹底してリサイクルを促進します。
- 6) 車両・重機の運行はエコ運転ルールを実践し、省エネと排気ガス抑制に努めます。
- 7) 中間処理場は、粉塵・騒音などの環境負荷を低減させると共に、緊急時の手順を確立し、廃棄物の漏洩を未然に防止するよう努めます。
- 8) 水使用量の削減に取組み、節水に努めます。
- 9) 建設現場における産業廃棄物の分別を徹底することにより、リサイクルの促進及び最終処分量の削減に取組みます。

制定日 平成 21 年 3 月 1 日

改定日 令和 2 年 10 月 9 日



株式会社リョクリン

代表取締役 鈴木 隆真

(3) 組織の概要等

- 1) 商 号 株式会社 リョクリン
- 2) 代 表 者 代表取締役 鈴木 隆真
- 3) 所在地（対象事業所）
- （ 本 社 ） 〒470-0103 愛知県日進市北新町福井 182 番 153
- （第 1 プラント） 〒470-0103 愛知県日進市北新町福井 182 番 45
- （第 2 プラント） 〒470-0103 愛知県日進市北新町福井 181 番 7
- （営 業 本 部） 〒480-1111 愛知県長久手市山越 119 番
- （東 京 支 店） 〒104-0031 東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 13 番 13 号（七宝ビルディング 8 階）
- （豊 明 支 店） 〒470-1121 愛知県豊明市西川町島原 9 番 4
- 4) 環境管理責任者及び
統括担当者 環境管理責任者：小島 大輔 daisuke.k@ryokurin.co.jp
EA21 統括責任者：佐藤 弘樹 hiroki.s@ryokurin.co.jp
TEL：0561-74-7800 FAX：0561-74-7810
U R L：http://www.ryokurin.co.jp
- 5) 設 立 平成 14 年 5 月 13 日
- 6) 資 本 金 18,000,000 円
- 7) 売 上 高 産業廃棄物関連：3,166,290 千円（R.4 年 4 月～R.5 年 3 月）
建設業関連：9,690 千円（R.4 年 4 月～R.5 年 3 月）
- 8) 決 算 期 3 月
- 9) 業 務 内 容 産業廃棄物収集運搬・処分業（選別、破碎、分級、分級・混練、
分級・選別）、建設業
- 10) 許 可 番 号

	許可場所	許可番号	許可年月日	許可有効期限
産業廃棄物処分業許可	愛知県	第 02320099494 号	平成 29 年 11 月 2 日	平成 35 年 3 月 8 日
産業廃棄物収集運搬業許可	愛知県	第 02300099494 号	令和 2 年 11 月 15 日	令和 9 年 11 月 14 日
産業廃棄物収集運搬業許可	岐阜県	第 02100099494 号	平成 28 年 4 月 23 日	平成 35 年 4 月 22 日
産業廃棄物収集運搬業許可	三重県	第 02400099494 号	平成 28 年 2 月 18 日	平成 35 年 2 月 17 日
産業廃棄物収集運搬業許可	滋賀県	第 02501099494 号	令和 2 年 3 月 17 日	令和 9 年 3 月 16 日
産業廃棄物収集運搬業許可	静岡県	第 02201099494 号	平成 29 年 6 月 6 日	平成 36 年 6 月 5 日
産業廃棄物収集運搬業許可	長野県	第 02009099494 号	令和 2 年 9 月 15 日	令和 7 年 9 月 14 日
産業廃棄物収集運搬業許可	山梨県	第 01900099494 号	令和 2 年 10 月 23 日	令和 7 年 10 月 22 日
産業廃棄物収集運搬業許可	福井県	第 01807099494 号	令和 4 年 1 月 25 日	令和 9 年 1 月 24 日

- 11) 対 象 組 織 本社、第 1 プラント、第 2 プラント、営業本部
（東京支店は共同利用他社の活動範囲である為、豊明支店は対象
となる設備が無い為、ともに活動レポートの対象外とする）
- 対 象 活 動：産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業（中間処理）、建設業

産業廃棄物収集運搬業許可品目

愛知県	燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、
	廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず
	（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、
	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第 2 条第 13 号廃棄物
	以上 17 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
岐阜県	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・
	コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）がれき類
	上記品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
	廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん、令第 2 条第 13 号廃棄物
	以上 17 種類
	上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。
三重県	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）
	上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
	燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい
	（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）、処分するために処理したもの
	以上 17 種類
滋賀県	汚泥（無機性汚泥に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
	及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
	石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。 以上 10 項目
静岡県	廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、
	ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん
	以上 13 品目

長野県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業
	廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、
	動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は
	水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物
	を含む。）、ばいじん、令第 2 条第 13 号廃棄物に規定する産業廃棄物
	（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器
	くずは自動車等破砕物を除く。）
	以上 17 品目
山梨県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、
	木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・
	コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、
	ばいじん
	*ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有
	ばいじん等を含まない。
	以上 16 種類
福井県	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、
	木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・
	コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、
	ばいじん
	*ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有
	ばいじん等を含まない。
	以上 16 種類

12) 中間処理施設事業の範囲

産業廃棄物処分業許可品目

中間 処 理 施 設	選 別	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、
		繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・
		コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた
		ものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
		以上 8 品目（水銀使用製品及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
	破 砕	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、
		繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は
		除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を
		除く。）
		以上 5 品目（水銀使用製品及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
	分 級	燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕
		物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車
		等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、
		改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず(自動車等
		破砕物を除く。)、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類
		以上 10 品目（水銀使用製品及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
	分級・混練	燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（無機性汚泥に限る。
		水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を
		除く。）、紙くず、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。）、
		ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴な
		って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、
		鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類、ダスト類（水銀
		含有ばいじん等を除く。）
		以上 10 品目（水銀使用製品及び石綿含有産業廃棄物を除く。）
	分級・選別	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、
		繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず
		・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は、除去に伴って生じた
		ものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
		以上 8 品目（水銀使用製品及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

13) 事業の用に供するすべての施設



I 選別施設（第一プラント）

設置場所：日進市北新町福井 182 番 45

設置年月日：令和 3 年 7 月 21 日

処理能力：90 m³/日（9 m³/時間）

II 分級施設（第二プラント）

設置場所：日進市北新町福井 181 番 7

設置年月日：平成 21 年 3 月 23 日

処理能力：500.8 m³/日（62.6 m³/時間）

III 分級・混練施設（第二プラント）

設置場所：日進市北新町福井 181 番 7

設置年月日：令和 4 年 3 月 15 日

処理能力：汚泥（無機性汚泥に限る。） 1238.4 m³/日（154.8 m³/時間）

IV 分級・選別施設（第一プラント）

設置場所：日進市北新町福井 182 番 45

設置年月日：平成 13 年 12 月 21 日

処理能力：554 m³/日（55.4 m³/時間）

V 分級・選別施設（第二プラント）

設置場所：日進市北新町福井 181 番 7

設置年月日：平成 21 年 3 月 23 日

処理能力：231.6 m³/日（28.95 m³/時間）

VI 破碎施設（第一プラント）

設置場所：日進市北新町福井 182 番 45

設置年月日：令和 2 年 5 月 27 日

処理能力

- ・廃プラスチック類（自動車等破碎物及び含有産業廃棄物を除く。）

4.56t/日（0.57t/時間）

- ・紙くず

4.0t/日（0.5t/時間）

- ・木くず

4.78t/日（0.598t/時間）

- ・繊維くず

4.75t/日（0.594t/時間）

- ・ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.13t/日（0.516t/時間）

14) 許可車両及び保有設備



保有車両	4 t アームロール	1 車
	4t ユニック付フックロール	1 車
	4t ユニック車	1 車
	8t ユニック付フックロール	1 車
	10 t ダンプ車	4 車
	10 t 特装車	1 車
	セミトレーラー	1 車
	軽自動車 (バン)	1 車
	普通自動車 (バン)	1 車
保有コンテナ	8 m ³ コンテナ	94 台
	1 m ³ コンテナ	256 台
保有作業機械	0.1 m ³ バックホウ	1 台
	0.25 m ³ バックホウ	1 台
	0.45 m ³ バックホウ	2 台
	0.7 m ³ バックホウ	5 台
	ホイールローダー	3 台
許可設備	選別設備：振動篩い機(第1プラント2機・第2プラント1機)	
	破碎設備：破碎機1機	
	分級・混練設備：日立 SR-2000G	

15) 実績 中間処理量： 144,442.56t / 年 (令和4年4月から令和5年3月)

収集運搬量： 48,132.03t / 年 (令和4年4月から令和5年3月)

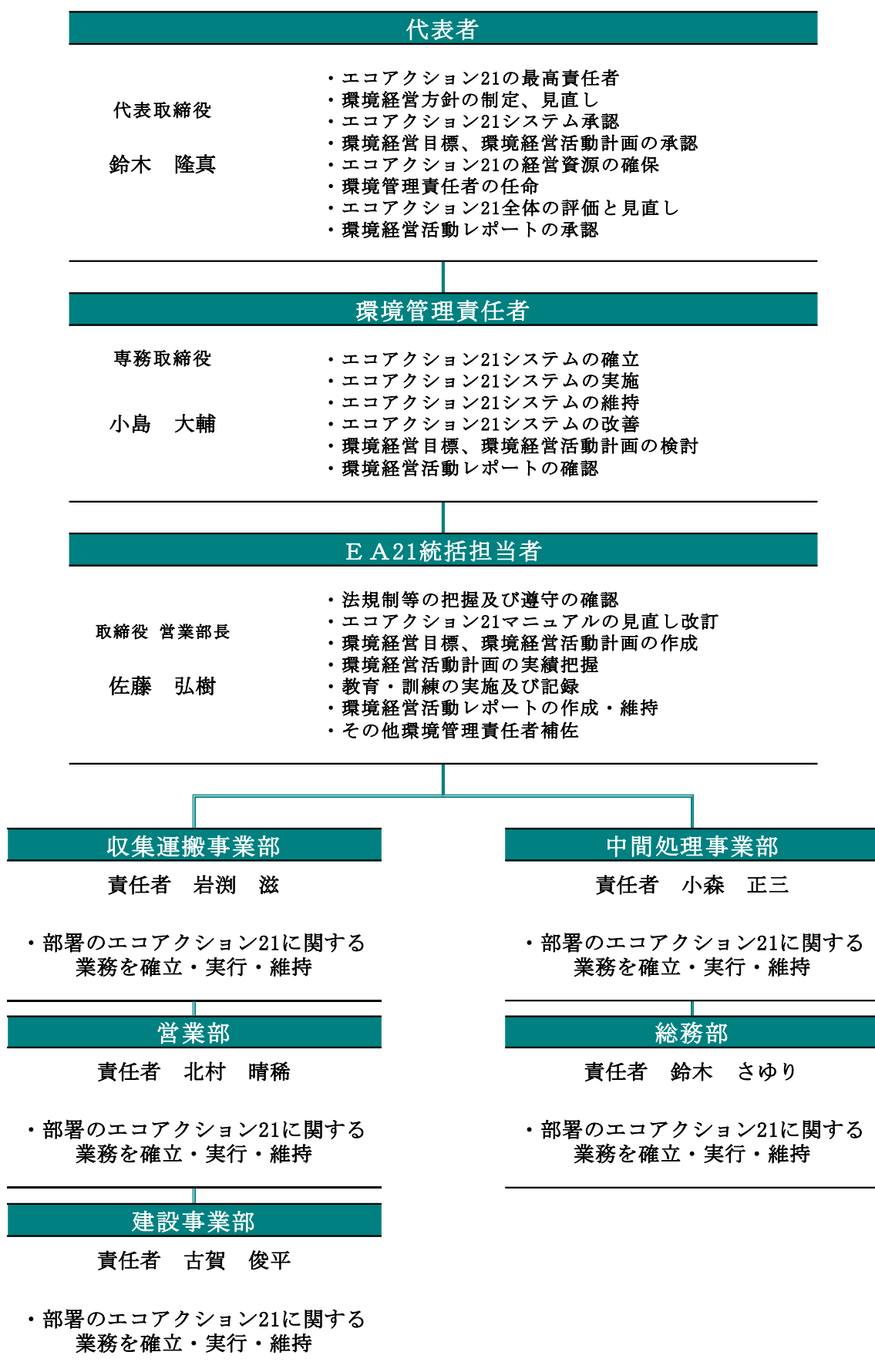
建設業件数：4件

16) 処理工程図 別紙参照

17) 環境経営活動レポートの対象範囲

今回の活動期間は令和4年4月から令和5年3月までとなります。次回は、令和5年4月から令和6年3月までとなります。また、環境経営活動レポートは令和5年5月に作成致しました。

18) 環境経営活動組織図 (令和5年3月現在)



(4) 中期目標とその実績

1) 中期目標（令和5年度から令和7年度）

項目		単位と前年対比率	基準値 (令和4年度実績)	令和5年度 目標数値 *全項目新規設定	令和6年度 目標数値	令和7年度 目標数値
二酸化炭素排出量の削減	電力 (本社・第1P・第2P)	kwh/ t (%)	0.836	0.828 (99)	0.820 (99)	0.812 (99)
	電力 (営業本部)	Kwh/千円 (%)	0.0081	0.0080 (99)	0.0079 (99)	0.0078 (99)
	ガソリン	ℓ/千円 (%)	0.0078	0.0077 (99)	0.0076 (99)	0.0075 (99)
	軽油	ℓ/ t (%)	【収集運搬】 3.07 【中間処理・建設業】	【収集運搬】 3.04 (99) 【中間処理・建設業】	【収集運搬】 3.01 (99) 【中間処理・建設業】	【収集運搬】 2.98 (99) 【中間処理・建設業】
		ℓ/ t (%)	1.49	1.48 (99)	1.47 (99)	1.46 (99)
産業廃棄物処理 リサイクル率向上		% (%)	86.3	85 (100)	85 (100)	85 (100)
建設業における リサイクル率向上		% (%)	100	97 (100)	97 (100)	97 (100)
事業系一般廃棄物の分別と削減 (本社・第1P・第2P)		kg (%)	537.5	532.1 (99)	526.8 (99)	521.5 (99)
事業系一般廃棄物の分別と削減 (営業本部)		kg (%)	70	69.3 (99)	68.6 (99)	67.9 (99)
水使用量削減 (本社・第1P・第2P)		m ³ (%)	133	131.67 (99)	130.35 (99)	129.05 (99)
水使用量削減 (営業本部)		m ³ (%)	56	55.44 (99)	54.89 (99)	54.34 (99)

☆PRTR法に該当する化学物質はありません。

*上記の()の数値は、前年対比率。

- ・令和5年度目標について、基準値を令和4年度実績数値とし、リサイクル率向上目標以外目標数値を前年対比率99%に設定しました。

使用する単位			
二酸化炭素 排出係数	0.560kg-CO ₂ /kWh 2019 年度 KDDI	軽油 (収集運搬)	使用量(ℓ)/収集運搬量(t)
電力 (本社・第 1P・第 2P)	使用量(kWh)/中間処理量 (t)	軽油(中間処理・建設業)	使用量(ℓ)/中間処理量(t)
電力 (営業本部)	使用量(kWh)/売上高(千円)	事業系一般廃棄物	排出量(kg)
ガソリン	使用量(ℓ)/売上高(千円)	水使用量削減	使用量(m ³)

2)実績表（令和4年4月～令和5年3月）

項目		令和5年度目標数値	実績（令和3年4月～令和4年3月）	評価
二酸化炭素排出量の削減	電力 (本社・第1P・第2P)	0.828kwh/t 参考値：39,905 (kg-CO ₂)	0.686kwh/t 参考値：55,499 (kg-CO ₂)	○
	電力 (営業本部)	0.008kwh/t 参考値：7,502 (kg-CO ₂)	0.0054kwh/t 参考値：9,604 (kg-CO ₂)	○
	ガソリン	0.0077ℓ/千円 参考値：28,042 (kg-CO ₂)	0.0038ℓ/千円 参考値：28,142 (kg-CO ₂)	○
	軽油	収集運搬 3.04ℓ/t 参考値：432,243 (kg-CO ₂)	収集運搬 3.29ℓ/t 参考値：409,028 (kg-CO ₂)	×
		中間処理・建設業 1.48ℓ/t 参考値：326,756 (kg-CO ₂)	中間処理・建設業 1.22ℓ/t 参考値：451,655 (kg-CO ₂)	○
	CO ₂ 合計 (参考値・灯油含む)	【昨年度実績×99%】 829,904.72 (kg-CO ₂)	957,011.09 (kg-CO ₂)	—
産業廃棄物 リサイクル率向上		85.0%	78.48%	×
建設業における リサイクル率向上		97%	91.3%	×
一般廃棄物の分別と削減 (本社・第1P・第2P)		532.1kg	481.6kg	○
一般廃棄物の分別と削減 (営業本部)		69.3kg	60kg	○
水使用量削減 (本社・第1P・第2P)		131.67 m ³	219.5 m ³	×
水使用量削減(営業本部)		55.44 m ³	45 m ³	○

☆電力のCO₂換算係数は0.560 (au でんき) 使用 ※目標達成○ 目標未達成×

【令和5年度実績(令和4年4月～令和5年3月) 原単位計算式】

- ・電力(本社・第1P・第2P)：使用量(99,106kwh)÷中間処理量(144,442.56t)=0.686kwh/t
- ・電力(営業本部)：使用量(17151.00kwh)÷売上高(3,166,299.00千円)=0.0054kwh/t
- ・ガソリン：使用量(12,181.15ℓ)÷売上高(3,166,299.00千円)=0.0038ℓ/千円
- ・軽油(収集運搬)：使用量(158,538.06ℓ)÷収集運搬量(48,132.02t)=3.29ℓ/t
- ・軽油(中間処理・建設業)：使用量(176,466.08ℓ)÷中間処理量(144442.56t)=1.22ℓ/t

(5) 主要な環境経営計画の内容（令和5年度）

1. 消費電力削減 本社責任者：小島大輔、日下 本部責任者：古賀、鈴木敦	①電気運用ルールの周知徹底 ②エアコンの温度設定の周知徹底 ③パソコンの省電力モード使用 ④中間処理の照明、モーター等の電源、ブレーカー等の切り忘れチェック
2. ガソリン消費量削減 責任者：古賀、大川	①エコ運転ルール周知徹底 ②効率的なルートでの営業業務の徹底 ③アイドリングストップ徹底
3. 軽油消費量削減 収集運搬責任者：岩渕 中間処理・建設責任者：小森、古賀	①エコ運転ルール周知徹底 ②重機、車両へのルール張り出し ③アイドリングストップ徹底 ④車両点検、重機点検の徹底 ⑤重機はエコノミーモードで運転
4. 産業廃棄物 リサイクル率向上 責任者：小島大輔	①目標を定め数値化して社員全員に周知徹底 ②廃棄物分別手順書の周知徹底 ③廃棄物分別状況結果表のチェック
5. 建設業 リサイクル率向上 責任者：古賀	①目標を定め数値化して社員全員に周知徹底 ②建設現場での分別の徹底 ③廃棄物搬出状況結果表のチェック
6. 一般廃棄物の分別 本社責任者：田中、日下 本部責任者：北村、大川	①一般廃棄物の分別ルールの周知徹底 ②当社事務所、休憩所内ゴミ箱へのルール張り出し ③市の古紙回収業者等へ依頼
7. 水使用量の削減 本社責任者：蟹江、日下 本部責任者：古賀、大川	①目標を定め数値化して社員全員に周知徹底 ②洗車水、散水の節約 ③節水ラベルの貼り出し
8. 環境に配慮した施設運営 責任者：小森	①場内維持管理手順書の周知徹底 ②中間処理場維持管理記録表のチェック ③廃棄物へのシート掛け、場内散水徹底による粉塵対策徹底
9. 緊急時の対応準備 本社責任者：蟹江 本部責任者：北村、大川	①当社事業での環境へ影響を及ぼす恐れのある緊急時への対応手順書の周知徹底 ②年1回の緊急時訓練の実施 ③緊急時の連絡表の周知徹底

(6) 環境経営活動について

1)環境経営活動の取り組み結果の評価

項目	結果	評価
1. 消費電力削減	〔本社・第1プラント・第2プラント〕 電気運用ルールの周知徹底を行いながら、電源・照明・等切り忘れチェックは徹底して行った。尚、太陽光発電設備により計 43,334kwh を売電することが出来た。	○
	〔営業本部〕 エアコンの温度設定の周知徹底や使用の抑制、切り忘れのチェック等を行い、目標を達成することが出来た。	○
2. ガソリン消費量削減	エコ運転ルール、アイドリングストップ等を徹底し、可能な限り効率的なルートでの営業計画を立て実行した。	○
3. 軽油消費量削減	〔収集運搬〕 目標は達成できなかったがエコ運転ルール、アイドリングストップ、効率的な運搬ルート設定、適正な積荷での運搬の徹底、車両点検の周知徹底をしっかりと行うことが出来た。	○
	〔中間処理・建設業〕 重機点検の周知徹底、エコノミーモード運転等を引き続き行い目標達成することが出来た。	○
4. 産業廃棄物 リサイクル率向上	社員の目に留まる所に廃棄物分別手順書の掲示、会議時に各社員への目標数値の周知等の取り組みを徹底できていたが目標を達成できなかった。	○
5. 建設業 リサイクル率向上	事前に何時、どのような廃棄物が出てくるのか予測を立て取り組んだが目標は達成できなかった。	○
6. 一般廃棄物の分別	〔本社・第1プラント・第2プラント〕 繰り返し分別ルールの周知徹底を行うことで目標数値を達成した。	○
	〔営業本部〕 分別ボックスの利用等を行いながら、個々にしっかりと分別ルールを徹底することで目標を達成することが出来た。	○
7. 水使用量の削減	〔本社・第1プラント・第2プラント〕 目標を達成することは出来なかったが、目標値を全社員に周知し洗車や散水時個々が意識をもって取り組んだ。	○
	〔営業本部〕 個々が節水の意識を持って活動することが出来た。清掃時や来客対応時等、無駄なく適切に使用することが出来た。	○
8. 環境に配慮した施設運営	運営マニュアルに則って、場内維持管理手順書の周知徹底、記録表のチェック等しっかりと行った。また、廃棄物へのシート掛け、場内散水徹底による粉塵対策徹底、ひとつかみ運動の取り組みも行うことが出来た。	○
9. 緊急時の対応準備	緊急時連絡表の周知(張出し)徹底、対応手順書の周知徹底、年1回の緊急時訓練をしっかりと行った。	○

☆評価は、実施…○ 未実施…× とする。

2)次年度の取り組みについて

1. 消費電力削減	〔本社・第1プラント・第2プラント〕 次年度も、新人教育をはじめ、電気運用ルールの徹底を繰り返し周知する形で徹底する。引き続き売電も継続して今後の消費電力削減に反映していく。
	〔営業本部〕 引き続き電気運用ルールをしっかりと周知徹底しながら活動していく。
2. ガソリン消費量削減	引き続き、走行ルートの見直し及びエコ運転の徹底、アイドリングストップの徹底、効率的な運行ルートでの営業業務の徹底を図り、目標達成に向け活動する。EVカーへの切替え等も積極的に検討していく。
3. 軽油消費量削減	〔収集運搬〕 本年度行えた取り組みは引き続き徹底し、収集運搬責任者から各運転手へ目標値やエコ運転ルールの周知を定期的に行う。
	〔中間処理・建設業〕 重機点検、エコノミーモード運転等引き続き個々が意識を高く持って活動を行っていく。
4. 産業廃棄物 リサイクル率向上	昨年度に引き続き廃棄物分別手順書の周知徹底、廃棄物分別状況点検表のチェックの徹底を行う。 想定以上の中間処理量があった場合でも対応できるよう搬出先(リサイクル)を確保する。
5. 建設業 リサイクル率向上	公共工事含め積極的に営業に取り組み、受注の際は、廃棄物分別をしっかりと行っていく。
6. 一般廃棄物の分別	〔本社・第1プラント・第2プラント〕 新人教育を徹底した上で、定期的に一般廃棄物分別ルールの周知徹底を行い、リサイクルへの意識付けをしっかりと行っていく。
	〔営業本部〕 次年度も更なる削減を追求するために、分別ルールの徹底を行っていく。
7. 水使用量の削減	〔本社・第1プラント・第2プラント〕 本年度を基準として新たな目標を設定し、改めて社員全員へ目標の周知、洗車、散水時の節水を徹底する。
	〔営業本部〕 引き続き個々が節水の意識を持って清掃時や来客対応時等、無駄なく適切な量を使用することを徹底する。
8. 環境に配慮した施設運営	今後も場内維持管理手順書及び記録表のチェックを行いながら、活動しながら、廃棄物へのシート掛け、場内散水徹底による粉塵対策等も引き続きしっかりと行っていく。
9. 緊急時の対応準備	年1回の訓練を継続し、新入社員、パート等、新人加入時にはその都度、緊急時対応手順書及び連絡表の周知徹底を行っていく。

*SDGs(2020年11月14日宣言)達成に向けた取り組みを引続き全員一丸となって行っていく。

7) 代表者による全体の評価と見直し・指示

実施日：2023年5月15日

参加者：鈴木代表取締役、小島（環境管理責任者）、佐藤（統括担当者）

【インプット情報の収集と分析】

① 収集すべき情報

- ・環境への負荷の自己チェックデータ
- ・環境への負荷の取組チェックシートの評価結果
- ・エコアクション21実行結果 / 実績表
- ・法規制等の遵守状況チェック結果表
- ・その他（月次環境負荷集計表など）

② 収集した情報の分析結果（含む、改善の余地）

今年度はリサイクル率以外の項目については昨年度実績を基準として1%削減とする目標を立て活動を行った。

昨年度実績と比較し、中間処理量が約1.7倍、売上高が約1.9倍となり著しく状況が変化の中で電力、軽油(中間処理・建設業)及びガソリンの二酸化炭素削減の目標を達成できたことは全社員が個々で意識を持って環境経営活動に取り組めたと評価できる。

しかし、産業廃棄物リサイクル率向上については、中間処理量が急激に増加した事に伴い、止むを得ず最終処分場へ搬出せざるを得ない廃棄物が増加しリサイクル率が昨年度実績に対し約0.91倍となり目標を達成できなかった。

来年度以降も益々の需要の高まりが予想されることから現在第2プラントの処理施設改良工事を計画しており、次年度は高い精度での処理を維持できるよう日頃の取り組みはもちろん処理施設の改良によってもリサイクル率向上を追求していく。

また、本社・第1プラント・第2プラント水使用量の削減の項目についても、中間処理量の増加に伴いプラントへの運搬車両の出入りが増加した事により、プラント近隣への影響を考慮し運搬車両タイヤ洗浄プールに常時水を溜めておくこととしたため水の使用量が増え、年間を通して目標を達成できなかった。本年度の実績を基準として次年度新たな目標を設定し達成に向けて取り組んでいく。

企業としての成長に伴い発生する環境保全への課題に柔軟に対応できるよう定期的に各部門毎の目標に対する進捗や課題を社員一人一人に繰り返し周知し、全社員一丸となって引き続き目標達成に向けて活動を行っていく。

【全体評価と見直し】

☆改善要否と指示事項☆

- ① 環境経営方針・・・環境経営方針は次年度も変更なし。 要 / ☒ 否
- ② 環境経営目標及び環境経営活動計画・・・環境経営目標及び環境経営活動計画は、現状の把握とともに中間処理量の増加率等の予測をしっかりと立てた上で、適正な目標設定を行い活動する。 要 / ☒ 否
- ③ エコアクション21マニュアル・・・マニュアルは変更なし。要 / ☒ 否

【改善指示事項に対する実施フォロー結果（評価・コメント）】

- ・新たな従業員の加入が増えていく中で、引き続き先輩社員が模範となりながら、教育、目標の周知を繰り返し行い、目標達成を継続していく。
- ・新たな取り組みを行う場合は、速やかに全社員への周知徹底を行い、全社員一丸となって取り組むよう指導していく。
- ・太陽光発電による売電は、今年度も昨年度に近い売電量を計上することが出来た。継続していく。
- ・マニュアルは必要に応じ随時変更を行っていく。

(8) 優良廃棄物処理業者認定制度について

平成 25 年 10 月 31 日付けで優良産業廃棄物処理業者として認定されました。

〈情報公開項目〉

法人設立年月日、資本金、売上高・・・P.3 参照

組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.9 参照

許可の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4、5、6 参照

(事業の区分と廃棄物の種類)

施設等の状況（収集運搬）・・・・・・・・・・P.8 参照

（処分）・・・・・・・・・・P.7、8 参照（処理工程図は別紙参照）

処理実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.8 参照

(9) 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規は一覧表にまとめ、定期的に遵守状況を確認しています。

当社の遵守状況を確認したところ、関係当局からの違反、環境に関する苦情、訴訟等の指摘はございませんでした。また過去3年間とも上記指摘はございませんでした。

当社は地域住民へ配慮し、騒音、振動、粉塵対策を徹底して行っております。

環境関連法規一覧表／遵守評価

遵守評価：R5.5.15

主な関係法令・条例	要求事項	遵守評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の運搬・処分を委託する時は、契約及びマニフェストの適正な運用を行うと共に、必要な報告を行う。 産業廃棄物の収集運搬を受託する時は、自治体毎に許可を取得する。産業廃棄物の保管基準の遵守	○
廃棄物の適正な処理の促進に関する条例	産業廃棄物の委託先は年1回踏査を実施する。	○
県民の生活環境の保全等に関する条例	事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図り、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全する。	○
大気汚染防止法	大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること。	○
振動規制法	特定施設の届出・振動の規制値の遵守(定格出力が7, 5kw 以上要届出、敷地境界の規制値は60dB)	○
騒音規制法	敷地境界線上における騒音規制基準の遵守(定格出力が7, 5kw 以上要届出、敷地境界の規制値は45dB)	○
水質汚濁防止法	特定施設の基準の遵守	○
建設リサイクル法	特定建設資材廃棄物(コンクリート、建設発生材、アスファルト)の再資源化等が義務づけられている。	○
省エネ法	事業者全体での判断基準の遵守を行うとともに、中長期的に年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努める。	○
消防法	火災予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する。	○
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的としており、その製造、輸入、販売などのあらゆる行為を規制する。	○
家電リサイクル法	家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者による再商品化等が義務づけられている。	○
小型家電リサイクル法	携帯電話やデジタルカメラ、ゲーム機、電話機やファクスなどさまざまな小型家電製品を自治体や認定業者が回収し、その中に含まれるベースメタル(鉄や銅など)、レアメタル(金、銀、リチウム、プラチナなど)などをリサイクルするというもの。	○
オフロード法	公道を走行しない特定特殊自動車の排出ガスを規制するための新しい法律で、使用者には業種を問わず、すべての稼働現場で基準値を満たした特殊自動車の使用が義務付けられる。	○
NOx・PM 法	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。	○
フロン排出抑制法	地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられるというもの。	○

(10) その他

当社は毎月 1 日に事業場付近の清掃活動を行っております。

エコアクション 21 を通して、従業員 1 人 1 人が産業廃棄物処理業者として自覚を持ち、環境に配慮した行動を心掛けます。町内会との関係も良好です。

また、太陽光パネル設置により、売電及び消費電力の削減を行っております。



(撮影 R4 年 4 月 1 日)



(太陽光パネル(第 2 プラント))

エコアクション21 中央事務局より10年継続した当社のエコアクション21の取り組みについて、感謝状と記念品をいただきました。



当社では下記の通り、事業活動を通じて、SDGsの達成に向けた取組みを全従業員一丸となって行って参ります。

株式会社リョクリン SDGs宣言

当社は国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、SDGsの達成に向けた取組みを行っていく事を宣言します。

2020年11月14日

株式会社リョクリン 代表取締役 鈴木 隆真

※—— SDGsの達成に向けた取組み ——※

環境保全・資源循環

事業活動を通じて、美しい地球を次世代に残すため、環境に配慮した施設運営を全従業員一丸となって推進し、産業廃棄物の分別処理を徹底することによって、リサイクルの促進及び埋処分量の削減に取り組み、地球環境の保全に努めてまいります。
同業他社とパートナーシップを結び、連携を図ることにより、適正かつ円滑な資源循環を推進してまいります。
《具体的な取組み：エコアクション21の認証取得・産業廃棄物の徹底分別処理・太陽光パネルの設置・省エネ活動・低排出ガス車両の導入・同業他社情報交換会》



人権・雇用

性別、年齢、国籍、宗教、障がいなどによる差別や不平等の撤廃に留意し、あらゆる人にとって働きがいのある環境を創出し、公平な雇用体制の整備に努めてまいります。
従業員の健康を重要な経営資源と捉え、職場・労働環境を整備することで、従業員の健康や働き方に配慮する健康経営に努めてまいります。
《具体的な取組み：健康企業宣言の実施・健康経営への取り組み・従業員定期教育訓練の実施・定年再雇用制度・資格取得支援制度》



地域貢献・災害支援

地域の清掃活動・不法投棄パトロールの実施や、工場における粉塵・騒音・振動等の環境負荷を低減し、地域環境への配慮に努めてまいります。
自然災害時における復興支援や災害廃棄物の受入れに対して素早く対応できる体制を構築し、地域に根差す企業としての責任を果たしてまいります。
《具体的な取組み：環境負荷低減最新機械設備の導入・地域清掃活動・不法投棄パトロール・藤前干潟清掃活動への参加・災害時復興支援体制構築・地元学校への寄贈》



株式会社リョクリン
美しい地球を次世代に



豊明市と愛知県産業資源循環協会が共同で開催された災害時に大量に出る廃棄物を集める仮置き場の設置および運営の訓練に参加いたしました。

地域に根差す企業として行政とも協力し地域に貢献できる活動を行って参ります。



豊明市主催「環境フェスタとよあけ in カラット」に愛知県産業資源循環協会尾張北支部としてブースを出展させていただき、ショベルカーの展示、乗車体験、不要となったペットボトルを使用した工作体験を行いました。

環境保全の大切さを啓発する地域の取り組みにも積極的に参加しております。



年に 2 回開催される藤前干潟の清掃活動イベント「秋の藤前干潟クリーン大作戦！！」にも毎年参加させていただいております。

